

平成 年 月 日 税務署長殿		所管 業種目 概況書 要否 別表等	※ 青色申告 一連番号 整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 序指定 局指定 指導等 区分 通信日付印 確認印 省略 年度処理 直前事業
納税地 (フリガナ) 法人名 (フリガナ) 代表者 自署押印 代表者 住所	事業種目 期末現在の 出資金の額 経理責任者 自署押印 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類 貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、 勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織 再編成に係る契約書等の写し、組織再編 成に係る移転資産等の明細書	電話( ) - 円 印 年 月 日	年 月 日 年 月 日

平成 年 月 日  
 事業年度分の  
 申告書  
 平成 年 月 日

別送表要等否要否  
 税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「38の①」) 1 十億 百万 千 円 0 0 0	所得税額等の還付金額 (38) 17 十億 百万 千 円 0 0 0
特別税率の適用 がある場合 の特 例 所 得 金 額 2 0 0 0	欠損金の繰戻しによる 還付請求税額 18 外 0 0 0
特別税率の適用 がない場合 の 所 得 金 額 3 0 0 0	計 (17)+(18) 19 外 0 0 0
(2)又は(4)の22%相当額 5 0 0 0	この申告による 還付金額 20 0 0 0
(3)の2.6%相当額 6 0 0 0	この申告 前 の 還付金額 21 0 0 0
法人税額 (5)+(6) 7 0 0 0	この申告 前 の 還付金額 22 0 0 0
法人税額の特別控除額 (別表六(一)「22」+別表六(七)「30」+別表六(九)「28」+別表六(十一)「27」+別表六(十三)「28」+別表六(十五)「28」+別表六(十七)「27」+別表六(十九)「27」+別表六(二十一)「27」+別表六(二十三)「27」+別表六(二十五)「27」) 8 0 0 0	所得金額又は 欠損金額 20 0 0 0
差引法人税額 (7)-(8) 9 0 0 0	課税土地譲渡 利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」+別表三(四)「14」) 11 0 0 0
リース特別控除戻戻税額 (別表六(一)「22」+別表六(七)「30」+別表六(九)「28」+別表六(十一)「27」+別表六(十三)「28」+別表六(十五)「28」+別表六(十七)「27」+別表六(十九)「27」+別表六(二十一)「27」+別表六(二十三)「27」+別表六(二十五)「27」) 10 0 0 0	法人税額 21 0 0 0
課税土地譲渡 利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」+別表三(四)「14」) 11 0 0 0	法人税額 22 0 0 0
同上に対する税額 (29)+(30)+(31)+(32) 12 0 0 0	還付金額 23 外 0 0 0
法人税額計 (9)+(10)+(12) 13 0 0 0	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(((16)-(22))若しくは((16)+(23))又は(23)-(19)) 24 外 0 0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 14 0 0 0	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「2」の計)+(別表七(二)「11」、「22」又は「31」) 25 0 0 0
控除税額 (((13)-(14))と(36)のうち少ない金額) 15 0 0 0	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「3の合計」) 26 0 0 0
差引この申告により納付すべき法人税額(13)-(14)-(15) 16 0 0 0	この申告の 中 の 欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 27 0 0 0
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」) 29 0 0 0	翌期へ繰り越す欠損 金 又 は 災 害 損 失 金 28 0 0 0
同上 (別表三(二)「28」) 30 0 0 0	土地譲渡税額 (別表三(三)「23」) 31 0 0 0
所得税の額 (別表六(一)「6の③」) 33 0 0 0	土地譲渡税額 同上 (別表三(四)「15」) 32 0 0 0
みなし配当の25%相当額 (別表六(一)「23の計」) 34 0 0 0	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額 39 0 0 0
外国税額 (別表六(二)「21」) 35 0 0 0	決算確定の日 平成 年 月 日
計 (33)+(34)+(35) 36 0 0 0	還付する金融機関等 銀行 支店 預金 郵便局 口座番号 貯金記号番号(郵便貯金振込の場合) ※税務署処理欄
控除した金額 (15) 37 0 0 0	
控除しきれなかった金額 (36)-(37) 38 0 0 0	

税理士  
 署名押印 (印)